

協埼玉支部発第 220119-06 号
令和 4 年 1 月 19 日

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 殿

全国健康保険協会埼玉支部
支部長 柴田 潤一郎
(公印省略)

都道府県単位保険料率の変更に係る意見

標記について、健康保険法第 160 条第 7 項の規定に基づき、評議会の意見を踏まえ、下記のとおり当職の意見を申出いたします。

記

1. 意見の要旨

埼玉支部の令和 4 年度保険料率を、令和 3 年度保険料率の 9.80%から 0.09 ポイント引き下げ、9.71%とすることについては、妥当と考えます。

ただし、準備金残高の中長期的な推移を勘案し、健康増進の取組みを一層充実するなど、更なる保健事業等への注力をお願い申し上げます。

2. 理由等

令和 4 年度平均保険料率を 10.0%維持することにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、経済状況が依然として不透明であること、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後、後期高齢者が急増し、高齢者等への拠出金が増大する見込みであることを勘案しますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、妥当なものと考えます。

したがって、埼玉支部保険料率についても、妥当なものと思料いたします。

一方で、埼玉支部保険料率についての 0.09 ポイントの引き下げは、令和 2 年度の医療給付費が当初の想定より少なかったことによる支出の減少と、全国的な所得格差の縮小による所得調整の減少などの一時的と思われる要因によるものであり、引き下げが必ずしも今後に良い影響を与えるものではないと考えています。

今回も平均保険料率は、10.0%で維持していくものの、都道府県保険料率においては、2年前の収支差の精算による変動が大きく、安定的とは言い難い状況だと思われま

す。都道府県保険料率の安定化のためにも毎年の収支差の精算を複数年に分散して実施していくなど、何らかの仕組みの見直しを検討していく必要があるものと考えま

す。なお、介護保険料率についても同様の意見が支部評議会でありましたことも併せて申し添えます。

準備金残高が4兆円を超え、以前から支部評議会の意見でも取り上げられていた加入者に対する健康維持・増進の取組みに充てる等の更なる保健事業の充実策が示されたことについては、加入者に高く評価されると思いますが、これらについては、可及的速やかに実行し、健康保険を使う機会のない健康的な加入者に対しても、公平に恩恵が受けられるような還元施策も検討していく必要があるものと考えま

す。4千万人を超える加入者への対応や法令等と多くの課題が存在する状況ではありますが、加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが今後、更に重要であると思われま

以上

都道府県単位保険料率の変更に係る評議会における意見（埼玉支部）

（令和4年1月17日開催 埼玉支部評議会）

【評議会の意見】

埼玉支部の令和4年度保険料率を、令和3年度の9.80%から0.09ポイント引き下げて9.71%とすることについて了承する。

【評議員の個別意見】

（学識経験者）

- 料率が9.71%と今回低下した要因は今回限りの特殊な状況であることと認識しておきたい。

（事業主代表）

- 準備金残高の状況を踏まえ、重症化予防対策の充実など保健事業の充実に向けた検討が今後行われることは理解したが、医療費があまりかかっていない健康な加入者にも恩恵が得られるような還元施策の検討もあわせてお願いしたい。